

## 実施設計等業務委託特記事項（案）

### 1 特記事項の適用

本実施設計等業務委託特記事項（以下「特記事項」という。）で、□印及び■印の付いた項目については、■印の付いた項目を適用する。また、特記事項に記載されていない事項は、「実施設計等業務委託仕様書」による。

1. 1 件 名 武蔵野市立第五小学校及び井之頭小学校改築 実施設計等業務委託

1. 2 委託場所 東京都武蔵野市関前3丁目2番20号 第五小学校

東京都武蔵野市吉祥寺本町3丁目27番19号 井之頭小学校

1. 3 契約期間 契約締結日～令和8年3月13日

### 1. 4 委託業務内容

#### 設計の概要（設計委託に当たり想定する内容）

本業務は第五小学校及び井之頭小学校改築事業の実実施設計等業務を委託するものである。各学校の計画概要は以下の通り。

	第五小学校	井之頭小学校
工事種別	新築	新築
分類	教育施設第1類	教育施設第1類
敷地面積	9,691 m <sup>2</sup>	10,184 m <sup>2</sup>
建築面積	4,460 m <sup>2</sup>	4,050 m <sup>2</sup>
延床面積	10,350 m <sup>2</sup>	10,550 m <sup>2</sup>
階数	地上4階	地下1階 地上4階
高さ	16.7m	14m
構造種別	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造	鉄筋コンクリート造

#### ■新改築・増築工事

難易度による補正の有無

[総合] □あり ■なし

#### 予定工事費

第五小学校 7,181,060千円（新築工事（プール・外構含む））

井之頭小学校 790,000千円（解体工事）

7,307,060千円（新築工事（プール・外構含む））

## 建設予定工期

.....第五小学校 令和8年1月から 令和10年1月まで (新築工事のみ).....

.....井之頭小学校 令和8年1月から令和11年1月まで(既存建物解体工事・新築工事).....

### 1. 5 建築基準法に基づく計画通知の要否

■計画通知(建築物)必要 (別記による)

代表となる設計者 ( ■受託者 □工事主管課長 )

計画通知の申請予定日 .....令和7年6月予定 (第五小学校).....

.....令和7年10月予定※ (井之頭小学校).....

.....※別途建築基準法第55条に基づく許可申請予定あり.....

□計画通知(建築物)不要

### 2 業務の内容

実施設計業務 (以下「設計業務」という。)の内容は、下表に掲げる業務内容に基づきアからエまでとする。

また、設計成果物は、別表1のとおりとする。なお、作成図面の内訳及び縮尺は別表2の図面内訳を標準とし、その詳細は業務着手時に監督員と協議しなければならない。

	項 目	業 務 内 容
(1) 要求等の確認	① 監督員の要求等の確認	実施設計に先立ち又は実施設計期間中、監督員の要求等を再確認し、必要に応じ、設計条件の修正を行う。
	② 設計条件の変更等の場合の協議	基本設計の段階以降の状況の変化によって、監督員の要求等に变化がある場合、施設の機能、規模、予算等基本的条件に变化が生じる場合又はすでに設定した設計条件を変更する必要がある場合においては、監督員と協議する。
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合わせ	① 法令上の諸条件の調査	建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件について、基本設計の内容に即した詳細な調査を行う。
	② 建築確認申請に係る関係機関との打合わせ	実施設計に必要な範囲で、建築確認申請を行うために必要な事項について、関係機関と事前に打合わせを行う。
(3) 実施設計方針の策定	① 総合検討	基本設計に基づき、意匠、構造、設備の各要素について検討し、必要に応じて業務体制、業務工程等を変更する。
	② 実施設計のための基本事項の確定	基本設計の段階以降に検討された事項のうち、監督員と協議して合意に達しておく必要のあるもの及び検討作業の結果、基本設計の内容に修正を加える必要があるものを整理し、実施設計のための基本事項を確定する。
	③ 実施設計方針の策定と監督員への説明	総合検討の結果及び確定された基本事項を踏まえ、実施設計方針を策定し、監督員に対して説明する。
(4) 実施設計図書の作成	① 実施設計図書の作成	実施設計方針に基づき、監督員と協議の上、技術的な検討、予算との整合の検討等を行い、実施設計図書を作成する。 なお、実施設計図書においては、工事施工者が施工すべき建築物及びその細部の形状、寸法、仕様、工事材料、設備機器等の種別、品質及び特に指定する必要がある施工に関する情報(工法、工期、仮設計画、工事

		監理の方法、施工管理の方法等)を具体的かつ詳細に表現する。
	② 建築確認申請図書の作成	所管の官公庁等との事前の打合せ等を踏まえ、実施設計に基づき、必要な建築確認申請図書を作成する。
(5) 概算工事費の検討		実施設計図書の作成が完了した時点において、当該実施設計書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書を作成する。
(6) 実施設計内容の監督員への説明等		<p>実施設計を行っている間、監督員に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について監督員の意向を確認する。</p> <p>また、実施設計図書の作成が完了した時点において、実施設計図書を監督員に提出し、監督員に対して、設計意図及び実施設計内容の総合的な説明を行う。</p>

アからエまでに掲げるもののうち、必要な項目は■とする。

#### ア 次に掲げる実施設計図及び計算書等の作成

- 設計図の原図 (A3...電子データを出力したもの1部)
  - 建築意匠設計図 (外構含む)
  - 建築構造設計図
  - 仮設計画図
  - 工事工程表
    - 新築・改築・増築における工事予定工程表の作成に当たっては、(一社)日本建設業連合会の建築工事適正工期算定プログラムに基づき作成する
    - 建物の用途・規模・施工条件等により適切に工事予定工程表を作成する
  - 電気設備設計図 (太陽光発電パネル除く)
  - 電気設備設計図 (太陽光発電パネル)
  - 機械設備設計図
  - 厨房機器設計図
- 縮小製本 (各校5部)
- 当該設計対象施設の工事に係る特記仕様書
- 構造計算書
- 設備設計計算書
- 打合せ記録簿 (監督員、建築確認申請及び消防、上下水道、ガス、電力、通信等の関係機関との打合せ) の作成
- 委託業務に関する協議書の作成
- 公共建築設計者情報システムの登録書 (写し)

#### イ その他実施設計に必要な業務

- 建物保全データの作成
- 省エネ・再エネ採用手法リストの作成 (武蔵野市公共施設環境配慮指針)
- リサイクル計画書の作成
- 再生資源利用計画書の作成—建設資材搬入工事用
- 再生資源利用促進計画書の作成—建設副産物搬出工事用
- 「東京都環境物品等調達方針 (公共工事) (最新版を適用のこと) に基づく (ア) から (ウ) までのチェックリストを作成 (リサイクル計画書に添付) し、あらかじめ監督員に説明を行い、確認を受けた上で提出しなければならない。  
また、環境物品等 (特別品目) 使用予定チェックリスト (東京都都市整備局) の分類において、「原則として使用する品目」については、これを使用した設計を原則とする。
  - (ア) 環境物品等 (特別品目) 使用予定チェックリスト (東京都都市整備局)
  - (イ) 環境物品等 (特定調達品目) 使用予定チェックリスト (東京都都市整備局)
  - (ウ) 環境物品等 (調達推進品目) 使用予定チェックリスト (東京都都市整備局)
- 景観配慮整備書の作成

新築・改築・増築設計における景観配慮整備書の作成に当たっては、以下の基準に基づき作成する

- ① 武蔵野市景観ガイドライン
- ② 公共事業の景観づくり指針（東京都都市整備局）
- ③ 大規模建築物等景観形成指針（東京都都市整備局）

- 成果品の電子データを収めた CD-R の作成

## ウ 追加業務

- 工事費概算書の作成

※ 積算資料の作成は原則として R I B C による。（R I B C（リビック）とは、（財）建築コスト管理システム研究所が開発した「営繕積算システム」をいう。）

- 数量積算書
- 工種別積算チェックリスト
- 見積比較表
- 見積書
- 単価適用根拠（物価本等写）
- 建築基準法等関係法令に基づく必要な図書の作成及び申請業務（別記による）
- 許認可申請図書の作成及び申請業務  
..... 建築基準法第 55 条に基づく許可申請（井之頭小学校のみ） .....
- 評定申請図書の作成及び申請業務  
..... BELS に係る評価申請業務 .....
- 省エネルギー計画書の作成及び申請業務（標準入力法 PAL\* / BEI）  
300 m<sup>2</sup>以上の新築、改築、増築
- 建築物環境計画書の作成及び申請業務  
延床面積 2,000 m<sup>2</sup>以上の新築、改築、増築
- 緑化計画書の作成、現地調査及び申請業務
- まちづくり条例に基づく大規模開発事業開発基本計画の届出及び関連業務  
各種届出書作成、各課事前調査、説明会用資料の作成、近隣投函用資料の印刷、説明会補助等を含む
- 透視図の作成（アルミフレーム額入り）  
外観【周囲の街区等の景観含む】（鳥瞰図各校 2 枚、見上げ図各校 2 枚）  
内観各校 3 枚（サイズ A2、特記事項.....）
- 模型製作  
縮尺（1 / 200）、主要材料（スチレンボード、色紙・デザイン紙貼り）  
ケースの有無（有）及び材質（アクリル樹脂）
- 国庫補助申請に係る関係資料の作成（文部科学省補助）
- 市議会に関わる関係資料の作成（図面共）
- 武蔵野市立第五小学校及び井之頭小学校改築懇談会への出席、説明補助及び資料作成（2～3 回程度予定）
- 近隣住民等説明会補助及び資料作成（武蔵野市まちづくり条例含む）

■ 設計変更対応

発注者の要望変更等による設計変更が生じた場合の対応（設計変更対応について、基本設計の段階移行の状況の変化によって、監督員等の要求等に変化がある場合、施設の機能、規模、予算等基本的条件に変化が生じる場合又は既に設定した設計条件を変更する必要がある場合においては、監督員等と協議する。）

■ 長期修繕計画書（維持管理費算出を含む）の作成

建物や設備等の更新費用（維持管理費用を含む）や更新時期を示すことを目的とし、詳細については別途協議する。

■ 什器設計及び発注仕様書作成

■ 施設台帳（文部科学省提出用）に係る資料作成支援業務

■ 3次元による各種シミュレーション資料の作成

意匠設計を主体に、計画建物の3次元的可視化を図るとともに、意匠・構造・電気・機械の整合性検証も視野に入れシミュレーションを行う。最終的に建物引き渡し時にBIMデータとして引き継がれることが望ましい。

■ 室内環境シミュレーションの実施

建物内の光・音・温熱環境のシミュレーションを実施する。

■ 解体工事設計の見直し及び解体・建設工事一括発注対応図書作成業務（井之頭小学校のみ）

令和5年度に作成された解体工事設計図書（工事費概算書及び特記仕様書を含む）を解体・建設工事一括発注に対応した内容に見直し、一括発注に対応した図書として作成する業務。

■ ECI方式（対話型施工提案方式）採用に関する事前調査業務

社会情勢を踏まえ、井之頭小学校の実施設計にECI方式を採用する可能性について検討する。

■ ECI方式（対話型施工提案方式）への協力業務（別記による）

事前調査業務結果を踏まえ、監督員と協議の上、実施する。

### 3 現場実態の把握

受託者は、設計に当たり、設計の対象となる敷地や現況建物、近隣等の調査を行うとともに、既存図面やしゅん功図書等を確認し、現場の実態を十分に把握の上、設計に反映しなければならない。

特に改修工事や解体工事等におけるアスベスト含有建材の有無については、現場や既存図面等を十分に調査の上、設計に反映するものとし、別に分析調査等が必要な場合は監督員と協議すること。

### 4 プロポーザル方式により設計業務を受託した場合の業務履行体制

受託者は、本実施設計をプロポーザル方式により受託した場合には、プロポーザル方式の技術提案書により提案した履行体制により当該業務を履行すること。

また、管理技術者の変更は、原則、管理技術者の死亡、病気など特別な場合に限る。

## 5 打合せ及び記録等

以下の受託者が関与した打合せ、協議等については、速やかに会議録を作成し、次回打合せ時までには、検討結果資料等を添えて市に提示後、わかりやすく分類し、一元管理すること。

ア 連絡調整によるもの

イ 定例打合せ（2週間に1回程度を基本とする）

定例会議には、主任担当技術者が必ず出席すること。また、管理技術者は原則出席すること。やむを得ない事情により、出席ができない場合には、予め市と協議を行うこと。

ウ その他市で行った会議や説明会等における記録等

## 6 適用基準等

受託者は、次に示す基準等に基づき設計業務を実施するものとし、これ以外の基準等を適用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。

ア 共通（建築・電気設備・機械設備）

- ・ 公共建築物整備の基本指針（財務局）
- ・ 東京都建設リサイクルガイドライン
- ・ 施工条件明示の手引き（財務局）

イ 建築

- ・ 東京都建築工事標準仕様書
- ・ 構造設計指針・同解説（財務局）

ウ 電気設備

- ・ 東京都電気設備工事標準仕様書
- ・ デジタルテレビ放送受信障害対策処理要領（財務局）

エ 機械設備

- ・ 東京都機械設備工事標準仕様書

オ 学校施設基準

- ・ 小学校施設整備指針（文部科学省）
- ・ 小学校設置基準（文部科学省）
- ・ 学校環境衛生基準（文部科学省）

## 7 電子データで提出された設計図書の利用許諾

委託者は、受託者から電子データで提出された設計図書を、当該設計による事業のため、次に利用することができるものとする。

ア 工事発注時に入札参加希望者に対し、電子データを貸与（工事費積算用）

イ 工事施工時に受注者に対し、電子データを貸与（施工図及びしゅん功図等の作成用）

## 8 技術提案型総合評価方式への協力

受託者は、設計業務完了後に当該設計による工事の技術提案型総合評価方式が実施される場合は、委託者が行う技術提案課題の検討に協力しなければならない。

## 9 成果物等、提出部数及び提出時期

設計業務の成果物等及び提出部数は別表 1 による。

なお提出時期の記載のあるものは、記載の時期までに納品すること。



## 別記 計画通知等申請図書の作成及び申請手続き業務

- 受託者は、当該設計業務の対象施設の建設に伴う建築基準法等関係法令に適合させた図書の作成を行い、申請手続きを行わなければならない。

### ア 計画通知等の申請図書の作成

- (ア) 受託者は、その責任において建築基準法等関係法令に適合する図書を完成させなければならない。
- (イ) 計画通知やそれに伴う許認可、構造計算適合性判定及び省エネ適合性判定（以下「計画通知等」という。）の申請後、「適合しない旨の通知」若しくは「決定できない通知」等が交付された場合などの設計内容のかしは、受託者の責任において、修補しなければならない。  
なお、これらにかかる再申請の手数料は、受託者の負担とする。

### イ 計画通知等の申請手続き業務

- (ア) 受託者は、計画通知等の申請手続き（提出、説明、照合、受領業務）を行わなければならない。
- (イ) 構造計算適合性判定を伴う場合について、指定構造計算適合性判定機関は、監督員と協議の上、決定するものとする。
- (ウ) 省エネ適合性判定を伴う場合は、計画通知を所管する行政庁又は登録省エネ判定機関のどちらを選択しても良いものとする。
- (エ) 構造計算適合性判定の申請は、原則として、計画通知の審査期間における意匠審査、設備審査、構造審査を受けた後、指摘事項に対しての修正後に行うものとする。
- (オ) 当初の計画通知の申請手数料は、委託者の負担とする。
- (カ) 構造計算適合性判定及び省エネ適合性判定の申請手数料は、受託者の負担とする。

別記 ECI 方式（対話型施工提案方式）への協力業務

以下は ECI 方式を採用すると決定した場合の業務である。

- 受託者は、当該設計業務の途次において委託者が ECI 方式を実施するにあたり、その実施に協力しなければならない。

ア ECI 方式への協力業務の概要

(ア) ECI 方式の概要

実施設計段階から施工予定者の優れた技術と経験を取り入れる ECI 方式を採用する。

(イ) 業務実施の時期

令和 7（2025）年度の 6 か月間（予定）

実施の詳細なスケジュールは、監督員が別途通知する。

(ウ) 業務の概要

委託者が開催する、委託者、受託者及び施工予定者の三者で組織される三者協議会（月 1～2 回程度開催）に出席し、施工予定者から提起される技術提案等の可否を検討し、採用となった場合は実施設計に反映させる業務である。

イ ECI 方式への協力

(ア) 受託者は、ECI の実施前までに、以下の資料を準備するものとする。

- ・ ECI 方式用実施設計図書（別表 3） 一式

(イ) ECI 方式の実施にあたり、委託者、受託者及び施工予定者の三者と実施設計における三者協議のパートナーシップ協定書を締結するものとする。

(ウ) 受託者は、施工予定者から提起された技術提案等の採否を検討するにあたり、監督員等の指示により技術的検討を行い、その結果を報告するものとする。

(エ) 受託者は、監督員等の指示により採用された技術提案等については、実施設計に反映させるものとし、設計内容の見直し及びそれに基づく修正等を行うものとする。

別表1 設計成果物納品リスト (その1)

	対象	成果物等	提出部数	電子データ	仕様・備考	提出時期
業務実施計画書	■	委託概要	2	○		
		設計業務体制及び技術者届				
		設計方針				
		設計業務工程表				
		その他				
設計図書	■	設計図の原図 (A3)	1	○	電子データを出力したもの (ケース付)	令和7年5月16日まで
	■	特記仕様書	1	○		
	■	縮小製本	5		図面・特記仕様書を綴じる	
計算書	■	構造計算書	1	○		
	■	設備設計計算書	1	○		
積算	■	工事費概算書	1	○	RIBCデータ	令和7年5月16日まで
	■	数量積算書	1	○		
	■	工種別積算チェックリスト	1	○		
	■	見積比較表	1	○		
	■	見積書	1			
行政届出	■	建築基準法等関係法令に基づく図書	1	○		
	■	許認可申請図書	1	○		
	■	評定申請図書	1	○		
	■	省エネルギー計画書	1	○	(300㎡以上)	
	■	建築物環境計画書	1	○	(2,000㎡以上)	
	■	緑化計画書	1	○	(敷地 1,000㎡以上)	
	■	市まちづくり条例に基づく諸届出	1	○		
業務書類	■	打合せ記録簿 (監督員、建築確認申請及び消防、上下水道、ガス、電力、通信等の関係機関との打合せ)	1	○		
	■	PUBDIS 登録書 (写し)	1	○	PDF	
業務完了報告書	■	設計概要	1	○		
		業務結果内容				
		業務工程表 (実施を朱書き)				
		納品書				
		協議書				
その他						

※ (必要な成果品を■にして提出部数を入力し、電子データが必要なものは○印をつける)

別表1 設計成果物納品リスト (その2)

対象	成果物等	提出部数	電子データ	仕様・備考
■	建物保全データ	1	○	
■	省エネ・再エネ採用手法リスト	1	○	
■	リサイクル計画書	1	○	
■	再生資源利用計画書ー建設資材搬入工事用	1	○	
■	再生資源利用促進計画書ー建設副産物搬出工事用	1	○	
■	環境物品等(特別品目)使用予定(実績)チェックリスト(東京都都市整備局)	1	○	特別品目を選択した場合
■	環境物品等(特定調達品目)使用予定(実績)チェックリスト(東京都都市整備局)	1	○	調達推進品目を選択した場合
■	環境物品等(調達推進品目)使用予定(実績)チェックリスト(東京都都市整備局)	1	○	特定調達品目を選択した場合
■	景観配慮整備書	1	○	
■	成果品の電子データを収めたCD-R	2		別に定める仕様による
■	透視図	1	○	JPEG
■	模型・写真	1	○	JPEG
■	国庫補助申請に係る関係資料	1	○	
■	市議会に関わる関係資料	1	○	
■	改築懇談会資料	1	○	
■	近隣住民等説明会資料	1	○	
■	什器設計・発注仕様書	1	○	
■	施設台帳資料	1	○	
■	長期修繕計画書	1	○	
■	3次元シミュレーション資料	1	○	
■	室内環境シミュレーション資料	1	○	
■	解体・建設工事一括発注図書(井之頭小)	1	○	図面・特記仕様書・工事費概算書 令和7年5月16日まで
■	ECI方式採用に関する事前調査資料	1	○	
■	ECI方式協力業務関係資料	1	○	

※ (必要な成果品を■にして提出部数を入力し、電子データが必要なものは○印をつける)

別表2 「図面内訳（標準）」

		図 面	標準縮尺	備 考
建築設計図	意匠	表紙 図面目録 特記仕様書 案内図 敷地求積図 配置図 面積表 仕上表 平面図（各階） 立面図（各面） 断面図 矩計図 詳細図 （平面詳細図） （断面詳細図） （部分詳細図） 展開図 天井伏図 建具キープラン 建具表 工作物等詳細図 外構平面図 外構詳細図 植栽図 仮設計画図（指定仮設） 仮設計画図（参考図） 工事工程表 各種計算書 その他計画通知申請に必要な図面	1/3000  1/600（500）  1/100（200） 1/100（200） 1/100（200） 1/20（30）  1/20（30）  1/50(100) 1/100（200） 1/200 1/50（100）  1/200  1/20(30,50)	図面枚数が少ない場合は省略 同上  必要に応じて建物求積図を作成する。  必要に応じ 1/2、1/3、1/5、1/10 又は 1/50 を用いることができる。  配置図又は外構図と組み合わせることができる。 必要に応じ 1/300、1/500 又は 1/600 を用いることができる。  外構図と組み合わせることができる。 参考図と組み合わせることができる  必要に応じて図面に記載する
	構造	構造共通図 杭・基礎・基礎梁・床版伏図 各階伏図 軸組図 断面リスト 配筋リスト 配筋詳細図 標準詳細図 基礎配筋図 各部配筋図 鉄骨詳細図 各種計算書 その他計画通知申請に必要な図面	1/100（200） 1/100（200） 1/100（200） 1/30（50） 1/20（30） 1/20（30）  1/30（50） 1/30（50） 1/20（30）	必要に応じて図面に記載する

注：詳細については、上記表を標準に監督員と協議する。

		図 面	標準縮尺	備 考
電気設備設計図	電気	表紙 図面目録 特記仕様書 案内図 全体配置図  その他計画通知申請に必要な図面 屋外設備配線図（平面図）  機器仕様書 機器姿図 結線図 機器配置・配線図（平面図）  系統図、システムブロック図 空配管図（平面図）  分電盤回路表 制御盤回路表 その他「通信・情報」に掲げる図表	縮尺は建築図に準ずる。  縮尺は建築図に準ずる。  縮尺は建築図に準ずる。  縮尺は建築図に準ずる。	図面枚数が少ない場合は省略 同上
	通信・情報	表紙 図面目録 特記仕様書 案内図  全体配置図（平面図）  屋外設備配線図（平面図）  機器仕様書 機器姿図 系統図、システムブロック図 構内配線図 （通信・情報設備空配管図） 機器配置図（平面図）  機器設置場所一覧表（卓上電話機等の固定設置しない機器がある場合） その他計画通知申請に必要な図面	縮尺は建築図に準ずる。 縮尺は建築図に準ずる。  縮尺は建築図に準ずる。 縮尺は建築図に準ずる。	図面枚数が少ない場合は省略 同上

注：詳細については、上記表を標準に監督員と協議する。

		図 面	標準縮尺	備 考
機械設備設計図	給排水衛生・ガス	表紙 図面目録 特記仕様書 工事区分表 案内図 配置図  機器表 器具表 系統図 屋外設備図  平面図（各階）  詳細図・断面図  その他計画通知申請に必要な図面	縮尺は建築図に準ずる          縮尺は建築図に準ずる 縮尺は建築図に準ずる 縮尺は建築図に準ずる	図面枚数が少ない場合は省略 同上          便所・機械室等
	空調	表紙 図面目録 特記仕様書 工事区分表 案内図 配置図  機器表 系統図（ダクト） 平面図（ダクト）（各階）  系統図（配管） 平面図（配管）（各階）  自動制御設備 機器表・システム図・動作ブロック図・平面図（各階）  詳細図・断面図  その他計画通知申請に必要な図面	縮尺は建築図に準ずる          縮尺は建築図に準ずる       縮尺は建築図に準ずる	図面枚数が少ない場合は省略 同上          必要に応じて屋外設備図を作成  必要に応じて屋外設備図を作成    機械室等
	昇降機	表紙 図面目録 特記仕様書 工事区分表 案内図 配置図  仕様一覧表 平面詳細図  出入口詳細図  昇降路断面図  かご室内詳細図 監視設備詳細図 設置平面図・設置断面図  その他計画通知申請に必要な図面	縮尺は建築図に準ずる                      縮尺は建築図に準ずる	図面枚数が少ない場合は省略 同上                      機械室平面図含む       監視盤図、配線図等含む エスカレーター設備の場合

注：詳細については、上記表を標準に監督員と協議する。

別表3 ECI方式用実施設計図書

内容		成果物等	提出 部数	電子 データ	提出時期
要項書等		見積要項	1	○	
		金抜き見積書	1	○	
見積等区分図		見積区分表（建築・電気設備・機械設備・昇降機等）	1	○	
基本設計図書等	図面（意匠）	特記仕様書	1	○	
		概要書	1	○	
		各階平面図	1	○	
		立面図	1	○	
		断面図	1	○	
		天井伏図	1	○	
		防火区画図・壁種別図	1	○	
		面積算定図	1	○	
		基準矩計図	1	○	
		仕上表	1	○	
		エレベータ仕様	1	○	
		造作家具図	1	○	
		外構図	1	○	
		給排水図	1	○	
	図面（構造）	特記仕様書	1	○	
		床梁伏図	1	○	
		軸組図	1	○	
		部材断面図	1	○	
	図面 （電気設備・機 械設備）	特記仕様書	1	○	
		機器表等（主要な内容）	1	○	
系統図（主要な内容）		1	○		